

福井市U I ターン地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学または大学院（以下「大学等」といい、短期大学、高等専門学校、専修学校を含まない。以下同じ）を卒業・修了した学生の本市への移住定住を伴う県内就職を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で福井市と福井県が協働して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業し、福井市に移住する者に対し、福井市U I ターン地方就職支援金（以下、「地方就職支援金」という。）を交付することに関して、福井市補助金交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金は、予算の範囲内において、次のとおり交付する。

(1) 就職活動等にかかる経費（交通費）

- ・ 補助率 1 / 2
- ・ 補助上限額 15 千円

※内定先企業から交通費支給がある者について交付決定等を行う場合、交付金額は、卒業・修了年度に行った就職活動にかかった交通費から、就職先企業の支給額を差し引いた額の2分の1とする。

(2) 移住にかかる経費（移転費）

- ・ 補助率 10 / 10
- ・ 補助上限額 108 千円

(交付回数)

第3条 地方就職支援金の交付は、交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす申請者に対して、予算の範囲内で地方就職支援金を支給する。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在す

るキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

（イ） 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 福井県に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、福井県に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② ＵＩターン地方就職学生支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。
- ④ 移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に要件を満たす企業等に就職し、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して福井市に居住する意思を有していること。

（ウ） その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、または外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他、福井県または福井市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就職に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア） 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が福井県内に所在する企業等に、要件を満たす大学または大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 国の官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 就職者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、市が定める担い手確保が困難かつ必要性・緊

急性の高い業種等に該当する場合を除く。

(イ) 就職条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。
- ② 福井県への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第 5 条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請兼実績報告書（様式第 1 号）、就職先企業等による証明書（様式第 2 号）、卒業・修了証明書、就職活動等にかかる経費（交通費）または移住にかかる経費（移転費）の領収書及び本人確認書類に加え、第 4 条（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書類を、内定日以降、当該年度の 1 月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに交付決定兼額の確定通知（様式第 3 号）により通知する。

- 2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合、または予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(地方就職支援金の交付方法)

第 7 条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が地方就職支援金の交付を受けようとするときは、地方就職支援金交付請求書（様式第 4 号）を当該年度の 2 月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付請求書を受理した場合は、申請から 3 か月以内に地方就職支援金の交付を行う。
- 3 市長は、当該年度の 2 月末日までに交付請求書の提出がない場合においては、交付決定を取り消すこととし、また、前条の規定により交付した交付決定通知書は、無効とする。

(交付決定通知書の再交付)

第 8 条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定兼額の確定通知書再交付願（様式第 5 号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 9 条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、速やかに地方就職支援金交付決定通知〔再交付〕（様式第6号）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 福井県及び福井市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（地方就職支援金の返還）

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、福井県及び福井市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

- （ア） 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- （イ） 転入日（申請時に既に福井市に住民票がある場合は地方就職支援金交付年度の翌年度の4月1日）または申請日のいずれか遅い日から3年未満に福井市から転出した場合
- （ウ） 在学中に交通費を申請する場合、申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合
- （エ） 在学中に交通費を申請する場合、申請日から1年以内に福井市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に福井市に住民票がある場合を除く）
- （オ） 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）

（2）半額の返還

- （ア） 転入日（申請時に既に福井市に住民票がある場合は地方就職支援金交付年度の翌年度の4月1日）または申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に福井市から転出した場合

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、福井県と福井市が協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 1 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もその効力を有する。